

四 半 期 報 告 書

第84期第3四半期

〔 自 平成20年10月 1 日 〕
〔 至 平成20年12月31日 〕

トヨタ紡織株式会社

E00540

目 次

頁

第84期 第3四半期報告書

| | |
|-------------------------------|----|
| 【表紙】 | 1 |
| 第一部 【企業情報】 | 2 |
| 第1 【企業の概況】 | 2 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | 2 |
| 2 【事業の内容】 | 3 |
| 3 【関係会社の状況】 | 3 |
| 4 【従業員の状況】 | 3 |
| 第2 【事業の状況】 | 4 |
| 1 【生産、受注及び販売の状況】 | 4 |
| 2 【経営上の重要な契約等】 | 4 |
| 3 【財政状態及び経営成績の分析】 | 5 |
| 第3 【設備の状況】 | 6 |
| 第4 【提出会社の状況】 | 6 |
| 1 【株式等の状況】 | 6 |
| (1) 【株式の総数等】 | 6 |
| (2) 【新株予約権等の状況】 | 7 |
| (3) 【ライツプランの内容】 | 12 |
| (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 | 12 |
| (5) 【大株主の状況】 | 12 |
| (6) 【議決権の状況】 | 13 |
| 2 【株価の推移】 | 13 |
| 3 【役員の状況】 | 13 |
| 第5 【経理の状況】 | 14 |
| 1 【四半期連結財務諸表】 | 15 |
| (1) 【四半期連結貸借対照表】 | 15 |
| (2) 【四半期連結損益計算書】 | 17 |
| (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】 | 19 |
| 2 【その他】 | 27 |
| 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 | 27 |
| 独立監査人の四半期レビュー報告書 | 巻末 |

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月12日

【四半期会計期間】 第84期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

【会社名】 トヨタ紡織株式会社

【英訳名】 TOYOTA BOSHOKU CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 豊田周平

【本店の所在の場所】 愛知県刈谷市豊田町1丁目1番地

【電話番号】 刈谷 (0566)23-6611

【事務連絡者氏名】 経理部長 伊藤嘉徳

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲2丁目7番地4号清水ビル5階
トヨタ紡織株式会社 東京営業所

【電話番号】 東京 (03)3245-0550

【事務連絡者氏名】 東京営業所長 伊藤嘉浩

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第84期 第3四半期連結 累計期間 | 第84期 第3四半期連結 会計期間 | 第83期 |
|-------------------------------------|------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | 自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日 | 自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日 | 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日 |
| 売上高 (百万円) | 824,445 | 233,728 | 1,233,789 |
| 経常利益又は経常損失 (△) (百万円) | 23,116 | △3,135 | 65,696 |
| 四半期(当期)純利益又は 四半期純損失 (△) (百万円) | 7,631 | △8,319 | 40,720 |
| 純資産額 (百万円) | — | 204,137 | 226,880 |
| 総資産額 (百万円) | — | 470,195 | 527,622 |
| 1株当たり純資産額 (円) | — | 922.04 | 997.43 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益 又は四半期純損失 (△) (円) | 40.91 | △44.65 | 217.76 |
| 潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円) | 40.90 | — | 217.55 |
| 自己資本比率 (%) | — | 36.5 | 35.3 |
| 営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円) | 38,166 | — | 72,371 |
| 投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円) | △48,600 | — | △52,434 |
| 財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円) | △3,217 | — | 16,053 |
| 現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円) | — | 70,052 | 92,280 |
| 従業員数 (人) | — | 28,668 | 26,942 |

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第84期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、トヨタ紡織ソマン㈱を新規設立したため、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

| 名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 | 主要な事業 の内容 | 議決権の 所有割合 (%) | 関係内容 | | | |
|-----------------------------|-------------------------|------------------|--------------|---------------------|------------|-----------|------------|-----------|
| | | | | | 役員の 兼任等 | 資金の 貸付 | 営業上 の取引 | 設備の 賃貸 |
| (連結子会社) トヨタ紡織ソマン㈱ (*) | フランス ノール・パ・ ド・カレ州 | 千ユーロ 14,000 | 自動車部品 | 100.0 (100.0) | 無 | 無 | 無 | 無 |

(注) 1 *：特定子会社であります。

2 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

| | |
|---------|----------------|
| 従業員数(人) | 28,668 [3,665] |
|---------|----------------|

(注) 1 従業員数は、就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は、[]内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員には、期間工、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

| | |
|---------|-------|
| 従業員数(人) | 7,606 |
|---------|-------|

(注) 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業部門 | 当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日) |
|-------------|---|
| 自動車部品 (百万円) | 231,794 |
| 繊維 (百万円) | 16 |
| その他 (百万円) | 41 |
| 合計 (百万円) | 231,853 |

(注) 1 金額は、販売価格によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは、主にトヨタ自動車株式会社をはじめとする各納入先より、四半期ごとおよび翌月の生産計画の提示を受け、生産能力を勘案して生産計画を立て生産しております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業部門 | 当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日) |
|-------------|---|
| 自動車部品 (百万円) | 233,302 |
| 繊維 (百万円) | 383 |
| その他 (百万円) | 42 |
| 合計 (百万円) | 233,728 |

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先 | 当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日) | |
|-----------|---|-------|
| | 金額(百万円) | 割合(%) |
| トヨタ自動車(株) | 88,119 | 37.7 |
| トヨタ車体(株) | 28,091 | 12.0 |

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間の業績につきましては、売上高は、減産や円高の影響などにより、前年同四半期連結会計期間に比べ913億円(△28.1%)減少の2,337億円となり、製品別には次のようになりました。

シート、トリムなどの内装品につきましては、前年同四半期連結会計期間に比べ835億円(△28.8%)減少の2,061億円となりました。

フィルター・パワートレイン部品につきましては、前年同四半期連結会計期間に比べ43億円(△19.3%)減少の183億円となりました。

繊維・外装品他につきましては、前年同四半期連結会計期間に比べ34億円(△27.1%)減少の92億円となりました。

経常利益(損失)につきましては、グループあがての合理化には取り組んでおりますが、減産減収の影響、製品価格変動の影響、市況値上げ、労務費の増加、為替の影響などにより、前年同四半期連結会計期間に比べ238億円(前年同四半期連結会計期間は207億円の経常利益)減少の31億円の経常損失となりました。

また、四半期純利益(損失)につきましても、前年同四半期連結会計期間に比べ217億円(前年同四半期連結会計期間は134億円の四半期純利益)減少の83億円の四半期純損失となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

①日本

当地域におきましては、国内市場および北米市場を中心とした輸出の低迷などにより、売上高は、前年同四半期連結会計期間に比べ493億円(△25.5%)減少の1,439億円となりました。営業利益(損失)につきましては、売上減少による利益減少などにより、前年同四半期連結会計期間に比べ95億円(前年同四半期連結会計期間は62億円の営業利益)減少の32億円の営業損失となりました。

②北中南米

当地域におきましては、北米市場の失速による大幅な減産や、さらには円高の影響などにより、売上高は、前年同四半期連結会計期間に比べ248億円(△43.1%)減少の328億円となりました。営業利益(損失)につきましては、売上減少による利益減少などにより、前年同四半期連結会計期間に比べ42億円(前年同四半期連結会計期間は18億円の営業利益)減少の24億円の営業損失となりました。

③アジア

当地域におきましては、中国・広州で第2四半期連結会計期間に立上げたヤリスなどの寄与はありましたが、市場低迷による減産や、さらには円高の影響などにより、売上高は、前年同四半期連結会計期間に比べ73億円(△13.2%)減少の483億円となりました。営業利益につきましては、売上減少による利益減少などにより、前年同四半期連結会計期間に比べ35億円(△34.8%)減少の66億円となりました。

④その他

当地域におきましては、南アフリカで前連結会計年度に立上げたカローラなどの寄与はありましたが、トルコのカローラバースなど市場低迷による大幅な減産により、売上高は、前年同四半期連結会計期間に比べ99億円(△53.6%)減少の85億円となりました。営業利益(損失)につきましては、売上減少による利益減少などにより、前年同四半期連結会計期間に比べ20億円(前年同四半期連結会計期間は16億円の営業利益)減少の4億円の営業損失となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ222億円(△24.1%)減少、第2四半期連結会計期間末に比べ92億円(△11.6%)減少の700億円となりました。

営業活動の結果第2四半期連結会計期間末に比べ増加した現金及び現金同等物は28億円となりました。これは主に、仕入債務の減少、法人税等の支払いによる減少はありましたが、売上債権の減少、減価償却費の増加によるものであります。

投資活動の結果第2四半期連結会計期間末に比べ減少した現金及び現金同等物は175億円となりました。これは主に、有形固定資産の取得によるものであります。

財務活動の結果第2四半期連結会計期間末に比べ増加した現金及び現金同等物は136億円となりました。これは主に、長期借入れによる収入によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、金融資本市場の不安の長期化、為替の動向など不透明な部分の一層の拡大、世界的な経済の悪化に伴う需要の急激な落ち込みなど、国内外ともに大幅な減産を余儀なくされる状況が続くことは避けられないと思われまます。

このような状況に対処するために、当社グループは、緊急収益確保と同時に、前期に引き続き足元固めのための取組みと将来の発展のための先行施策の取組みを進めております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における当社グループの研究開発活動の金額は、68億円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(注) 前年同四半期との増減額および増減率は参考値として記載しております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 500,000,000 |
| 計 | 500,000,000 |

②【発行済株式】

| 種類 | 第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日) | 提出日現在発行数(株) (平成21年2月12日) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|-------------------------------------|-----------------------------|---|--|
| 普通株式 | 187,665,738 | 187,665,738 | 東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数は100株 |
| 計 | 187,665,738 | 187,665,738 | — | — |

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

| 株主総会の特別決議日（平成15年6月27日） | |
|--|---|
| | 第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日） |
| 新株予約権の数（個） | 5（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数1,000株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 5,000（注）2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1株当たり595（注）3 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年7月1日から 平成22年6月30日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 595 資本組入額 298 |
| 新株予約権の行使の条件 | ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員、執行役員待遇者または従業員であることを要す。 ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。この場合は、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ②新株予約権の割当者が死亡した場合は、相続人がこれを行ってできるものとする。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ③各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の一単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ④その他の権利行使の条件は、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込基準金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

| 株主総会の特別決議日（平成16年6月24日） | |
|--|--|
| | 第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日） |
| 新株予約権の数（個） | 223（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数100株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 22,300（注）2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1株当たり2,021（注）3 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年7月1日から 平成23年6月30日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 2,021 資本組入額 1,011 |
| 新株予約権の行使の条件 | ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員、執行役員待遇者または従業員であることを要す。 ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。この場合は、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ②新株予約権の割当者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ③各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の一単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ④その他の権利行使の条件は、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、平成16年2月25日開催の取締役会決議により定款を変更して、平成16年4月1日をもって、1単元の株式数を1,000株から100株に変更しております。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込基準金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

② 会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

| 株主総会の特別決議日（平成18年6月22日） | |
|--|---|
| | 第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日） |
| 新株予約権の数（個） | 2,300（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数100株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 230,000（注）2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1株当たり1,725（注）3 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年8月1日から 平成24年7月31日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,725 資本組入額は会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 |
| 新株予約権の行使の条件 | ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、常務執行役員、執行役員または従業員等であることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。この場合は、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ②新株予約権の割当者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ③各新株予約権の一部行使は、その目的となる株式の数が当社の単元株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ④その他の権利行使の条件は、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権割当後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で普通株式につき、新株の発行（新株予約権の行使により普通株式を発行する場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

| 株主総会の特別決議日（平成19年6月21日） | |
|--|--|
| | 第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日） |
| 新株予約権の数（個） | 4,790（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数100株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 479,000（注）2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1株当たり3,200（注）3 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年8月1日から 平成25年7月31日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 3,200 資本組入額は会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 |
| 新株予約権の行使の条件 | ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員、または従業員であることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。この場合は、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ②新株予約権の割当者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ③各新株予約権の一部行使は、その目的となる株式の数が当社の単元株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ④その他の権利行使の条件は、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権割当て後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で普通株式につき、新株の発行（新株予約権の行使により普通株式を発行する場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

| 区分 | 自動車部品 (百万円) | 繊維 (百万円) | その他 (百万円) | 計 (百万円) | 消去 又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|----------------------|----------------|-------------|--------------|------------|---------------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | |
| (1)外部顧客に対する売上高 | 233,302 | 383 | 42 | 233,728 | — | 233,728 |
| (2)セグメント間の内部売上高又は振替高 | 113 | 9 | 3,842 | 3,964 | △3,964 | — |
| 計 | 233,415 | 392 | 3,885 | 237,693 | △3,964 | 233,728 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 405 | △37 | 172 | 540 | 300 | 840 |

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

| 区分 | 自動車部品 (百万円) | 繊維 (百万円) | その他 (百万円) | 計 (百万円) | 消去 又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|----------------------|----------------|-------------|--------------|------------|---------------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | |
| (1)外部顧客に対する売上高 | 821,086 | 1,327 | 2,031 | 824,445 | — | 824,445 |
| (2)セグメント間の内部売上高又は振替高 | 368 | 37 | 9,241 | 9,646 | △9,646 | — |
| 計 | 821,454 | 1,365 | 11,272 | 834,092 | △9,646 | 824,445 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 23,411 | △51 | 484 | 23,844 | 920 | 24,764 |

(注) 1 事業区分は、製品及び市場の類似性によっております。

2 各事業区分の主要製品等

| 事業区分 | 主要製品等 |
|-------|---|
| 自動車部品 | シート、ドアトリム、成形天井、サイレンサー、フロアカーペット、エアフィルター、キャビンエアフィルター、オイルフィルター、イグニッションコイル、インテークマニホールド、回転センサー、シートファブリック、補給用バンパー、シートベルト、エアバック用布製品等 |
| 繊維 | 混紡糸、ユニフォーム、オーラムーンバリー等 |
| その他 | 給食業務、物流業務、生産設備・金型生産、日用品等販売、デザイン、不動産賃貸、緑化土木等 |

3 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

「追加情報」に記載のとおり、当社および国内連結子会社の法人税法に定める基準と同一の耐用年数による機械装置については、従来、耐用年数を主に8～12年としておりましたが、第1四半期連結会計期間より主に7～9年に変更いたしました。

これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、「自動車部品」で479百万円減少しており、「その他」で2百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

| 区分 | 日本 (百万円) | 北中南米 (百万円) | アジア (百万円) | その他 (百万円) | 計 (百万円) | 消 去 又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|---------------------------|-------------|---------------|--------------|--------------|------------|----------------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上高 | 143,951 | 32,873 | 48,331 | 8,571 | 233,728 | — | 233,728 |
| (2) セグメント間の内部売上高 又は振替高 | 6,096 | 39 | 1,670 | 133 | 7,939 | △7,939 | — |
| 計 | 150,048 | 32,912 | 50,002 | 8,704 | 241,668 | △7,939 | 233,728 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △3,285 | △2,480 | 6,699 | △477 | 456 | 384 | 840 |

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

| 区分 | 日本 (百万円) | 北中南米 (百万円) | アジア (百万円) | その他 (百万円) | 計 (百万円) | 消 去 又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|---------------------------|-------------|---------------|--------------|--------------|------------|----------------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上高 | 492,664 | 131,952 | 158,812 | 41,015 | 824,445 | — | 824,445 |
| (2) セグメント間の内部売上高 又は振替高 | 24,672 | 76 | 6,556 | 738 | 32,044 | △32,044 | — |
| 計 | 517,337 | 132,029 | 165,368 | 41,754 | 856,489 | △32,044 | 824,445 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △564 | △2,294 | 24,907 | 1,272 | 23,320 | 1,443 | 24,764 |

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国または地域

北中南米…アメリカ、カナダ、メキシコ、アルゼンチン

アジア…中国、タイ、ベトナム、フィリピン、インドネシア、インド

その他…オーストラリア、ベルギー、トルコ、南アフリカ

3 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

「追加情報」に記載のとおり、当社および国内連結子会社の法人税法に定める基準と同一の耐用年数による機械装置については、従来、耐用年数を主に8～12年としておりましたが、第1四半期連結会計期間より主に7～9年に変更いたしました。

これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、「日本」で477百万円減少しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

| 区分 | 北中南米 | アジア | その他 | 計 |
|---------------------------|--------|--------|-------|---------|
| I 海外売上高 (百万円) | 33,611 | 46,917 | 9,522 | 90,052 |
| II 連結売上高 (百万円) | — | — | — | 233,728 |
| III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%) | 14.4 | 20.1 | 4.1 | 38.5 |

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

| 区分 | 北中南米 | アジア | その他 | 計 |
|---------------------------|---------|---------|--------|---------|
| I 海外売上高 (百万円) | 134,057 | 154,727 | 43,138 | 331,923 |
| II 連結売上高 (百万円) | — | — | — | 824,445 |
| III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%) | 16.3 | 18.8 | 5.2 | 40.3 |

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国または地域

北中南米…アメリカ、カナダ、メキシコ、アルゼンチン

アジア…中国、タイ

その他…オーストラリア、ベルギー、トルコ、南アフリカ

3 海外売上高は、当社および連結子会社の日本以外の国または地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

| 当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日) | | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) | |
|--------------------------------|---------|--------------------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 922円04銭 | 1株当たり純資産額 | 997円43銭 |

2. 1株当たり四半期純利益等

| 当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日) | | 当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日) | |
|--|--------|--|--------|
| 1株当たり四半期純利益 | 40円91銭 | 1株当たり四半期純損失 | 44円65銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 | 40円90銭 | <p>なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。</p> | |

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

| | 当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日) |
|---|--|---|
| 1 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失 | | |
| 四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円) | 7,631 | △8,319 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | — | — |
| 普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円) | 7,631 | △8,319 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 186,553 | 186,321 |
| 2 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 | | |
| 四半期純利益調整額(百万円) | — | — |
| 普通株式増加数(千株) | 25 | 1 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | <p>平成16年6月24日定時株主総会決議による新株予約権、平成19年6月21日定時株主総会決議による新株予約権及び平成20年6月20日定時株主総会決議による新株予約権。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p> | <p>平成16年6月24日定時株主総会決議による新株予約権、平成18年6月22日定時株主総会決議による新株予約権、平成19年6月21日定時株主総会決議による新株予約権及び平成20年6月20日定時株主総会決議による新株予約権。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p> |

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

2【その他】

平成20年10月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………2,794百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………15円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成20年11月26日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月12日

トヨタ紡織株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 山 田 美 典
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 大 場 康 史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトヨタ紡織株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、トヨタ紡織株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。